

財政福祉委員会

説明資料 (1)

子どもを受動喫煙から守る条例（仮称）
の検討状況について

2019
令和元年 1 2 月 4 日
健 康 福 祉 局

目 次

1	条例の検討経過	1
2	子どもを受動喫煙から守る条例（仮称）の素案の概要	3
3	今後の予定	6

1 条例の検討経過

(1) 条例制定の趣旨

- たばこは、喫煙をする本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人の健康にも影響を及ぼすことが明らかとなっており、たばこや受動喫煙の有害性と健康影響について、これまで以上に市民の意識を高めるとともに理解を深め、広く市民の共通認識としていく必要がある。
- 全ての子どもが安心して健康的に暮らせるよう努めることは、広く市民の責務であるが、子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な場合も多く、子どもの生活の場や子どもが利用する公共的空間をはじめ、いかなる場所においても受動喫煙をさせることのないよう、大人や社会が受動喫煙から子どもを守らねばならない。
- こうした決意のもと、市において子どもを受動喫煙から守るため、基柱となる条例の制定が必要となる。

(2) 検討体制

- 健康なごやプラン21推進会議のもと喫煙対策専門部会を設け、以下の組織等に部会員を依頼

<構成員>

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・ あいち小児保健医療総合センター | ・ 名古屋市立西部医療センター |
| ・ 名古屋市保健環境委員会 | ・ 愛知みずほ短期大学 |
| ・ 愛知県たばこ販売協同組合 | ・ 日本たばこ産業株式会社東海支社 |
| ・ 全国健康保険協会愛知支部 | ・ 名古屋市学校保健会 |
| ・ 名古屋市立小中学校長会 | ・ 健康なごやプラン21推進会議市民委員 |

(3) 検討経過

区 分	時 期	内 容
喫煙対策専門部会	令和元年 9月・11月 (2回開催)	・子どもの受動喫煙に関する市民アンケート調査結果について ・各自治体における子ども等を受動喫煙から守る条例について ・屋外における受動喫煙対策について ・条例の枠組み案 ・具体的な方策案

2 子どもを受動喫煙から守る条例（仮称）の素案の概要

（1）目的

- 受動喫煙による健康影響から子どもを守るための措置を講ずることにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活を維持向上する。

（2）定義

区 分	内 容
た ば こ	たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこ（葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたもの）であって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。
喫 煙	人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
受動喫煙	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
子 ど も	18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
保 護 者	親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
家 庭 等	子どもが住所又は居所として継続的に居住する場所をいう。
三次喫煙	たばこを消した後に残留する化学物質を吸入することをいう。

(3) 責務

区 分	内 容
市	○ 子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を推進すること。 ○ 子どもの受動喫煙の防止に関する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、必要な協力を求めること。
市 民	○ 受動喫煙による健康影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めること。 ○ 市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めること。

(4) 子どもの受動喫煙の防止

区 分	内 容
家庭等における 子どもの受動喫煙等の防止	○ 保護者は、家庭等において、子どもの受動喫煙及び三次喫煙の防止に努めること。 ○ 喫煙をしようとする者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙をしないよう努めること。
自動車内における 子どもの受動喫煙の防止	○ 喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車内において、喫煙をしないよう努めること。
屋外における 子どもの受動喫煙の防止	○ 喫煙をしようとする者は、屋外において、子どもの受動喫煙の防止に努めること。

(5) 子どもの受動喫煙の防止のための取り組み

区 分	内 容
禁煙治療の普及	○ 子どもの受動喫煙を防止するため、市民において禁煙治療が普及するよう、必要な施策を講じる。
教 育	○ 子どもの受動喫煙を防止するため、学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進のために必要な施策を講じる。
屋外の分煙対策	○ 子どもの受動喫煙を防止するため、屋外の分煙対策のために必要な施策を講じる。
啓 発 等	○ 子どもの受動喫煙を防止するため、受動喫煙の有害性及び禁煙の効果に関する知識の普及啓発を行う。 ○ 子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講じる。

3 今後の予定

令和元年12月	市民意見の募集（パブリックコメント）
令和2年 2月	条例案の上程
4月	条例施行